子ども・子育て支援新制度



平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月にスタートする予定です。

江別市では、この新制度のスタートに向けて、平成 27~31年の5年間を計画期間とした『江別市子ども・子育て支援事業計画(仮)』の策定や各種基準条例の制定など準備を進めています。



新制度では、つぎの取組みを進めていく こととされています!



幼稚園と保育所のいいところをひとつにした 「認定こども園」の普及を図ります。



保育の場を増やし、待機児童を減らして、 子育てしやすい、働きやすい社会にします 子育てしやすい、働きやすい社会にします。



幼児期の学校教育や休月、地域とは 子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。



子どもが減ってきている地域の子育ても しっかリ支援します。

このパンフレットは、内閣府・文部科学省・厚生労働省が発行した 『子ども・子育て支援新制度 なるほど BOOK』をもとに、江別市が 編集したものです。

目次

新制度で増える教育・保育の場・・・・01	新制度の利用の流れ・・・・・・	• 03
地域の子育て支援の充実・・・・・02	認定に当たって・・・・・・・	• 05
	0.0.4	0.7



新制度で増える教育・保育の場

新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ認定子ども園の普及を図ること、また、新たに、少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設し、3歳未満児の保育の場を確保してくこととされています。

幼稚園

3~5さい

幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により 教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育) などを実施。

利用できる保護者 制限なし





教育と保育を一体的に行う施設

- ・幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援 も行う施設です。
- ・保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・ 保育を一緒に受けます。

認定こども園

0~5さい

保育所

0~5さい

就労などのため家庭で保育のできない保護者に 代わって保育する施設

利用時間 タ方までの保育のほか、園により延長保育を実施

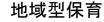
利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者





少人数(原則 19 人以下)で、0~2 歳の子どもを 預かる事業

- ・新制度では、新たに市の認可事業として、0~2歳児を対象とする地域型保育施設(事業)が創設されました。
- ・今後、市が条例で定める基準を満たした施設が認可事業の対象となります。



0~2さい

- ① 家庭的保育
 - 家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。
- ② 小規模保育
 - 少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- ③ 事業所内保育
 - 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
- 4 居宅訪問型保育
 - 障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を保持する必要がある場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 で保育を行います。

地域の子育て支援の充実

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援 する仕組みです。

ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、 身近なところで子育て相談が受けられる地域子育て支援事業 など、様々な子育て支援を充実していきます。



●地域の身近なところで、気軽に親手

●地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を充実していきます。

地域子育て支援拠点

●公共施設や保育所など、様々な場所で、 実施されています

一時預かり

- ●急な用事や短期のパートタイム就労など、 子育て家庭の様々なニーズに合わせて、 一時預かりを利用しやすくしていきます。
- ●例えば、次のような利用方法があります。
- ・幼稚園・認定こども園での、主に園児を 対象とした一時預かり(預かり保育)
- ・保育所や認定こども園などでの、空き 定員を利用した一時預かり

病児保育

●病気や病後の子どもを、 保護者が家庭で保育できない場合に、 病院などに付設されたスペースで 預かります。

放課後児童クラブ

- ●保護者が就労により昼間家庭にいない児童 (小学生)が、放課後に放課後児童クラブ(放 課後児童会)で過ごすことができるようにし ている取組みです。
- ●新制度では職員や施設・設備について、市 が条例で基準を設けて質の向上を図ってい きます。

利用者支援

- ●子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。
- ●地域子育て支援拠点や行政窓口その 他の場所で専任職員が相談などを受け 付けます。





施設などの利用を希望する保護者 利用のための認定を受けていただ

新制度では、市による3つの認定区分に応じて、施設(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるもの今後、市や施設などから提供される情報をよくご確認

幼稚園等を利用 希望の場合

※幼稚園は、園により手続きが異なる場合があります。

1 幼稚園等に 直接利用 申込みをします 2 幼稚園等から 入園の内定を 受けます

保育所等での保育を利用希望の場合

1 市に 「保育の必要性」の 認定を申請します

※利用希望の申込み(3)も 同時にできます。 2 市から 認定証が 交付されます

保育を必要とするお子さん (2 号認定・3 号認定)

※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は上段の、2号、3号認定の場合は下段の手続き の流れが基本となります。

> 新制度の利用にかかる保育料は、 保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度の様々な支援に係る保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、 国が今後定める基準を上限として、市が定めることになります。

3つの認定区分

- ●1号認定 教育標準時間認定 お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 利用先 幼稚園、認定こども園
- ●2 号認定 満3歳以上・保育認定 お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」(05ページ 参照)に該当し、保育所等での保育を希望される場合 利用先 保育所、認定こども園
- ●3 号認定 満3歳未満・保育認定 お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」(05ページ 参照)に該当し、保育所等での保育を希望される場合 利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

の方に きます。

先が決まっていきます。 ではありませんが、 ください。

> 3 幼稚園等を通じて 利用のための 認定を申請します

4 幼稚園等を通じて 市から認定証が交付 されます(1号認定)

5 幼稚園等と 契約をします

3 保育所等の利用 希望の申込みを します

(希望する施設名などを記載)

4 申請者の希望、 保育者等の状況など により、市町村が利用 調整します

※保育を必要とするお子さんの場合、 必要に応じ、市が利用可能な保育所等 のあっせんなどもします。 5 利用先の 決定後、 契約となります

契約・保育料の支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園·幼稚園・ 市立保育所·地域型保育を 利用する場合

利用者は施設·事業者と契約し、 保育料を施設·事業者(市立保育所の場合は市)へ支払います。

私立保育所を利用する場合

利用者は市と契約し、保育料を市へ支払います。



認定に当たって

保育所などでの保育 保育の必要な事由に

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定(2 号認定、3 号詔定) に当たっては、以下の3点が考慮されます。

保育を必要とする事由 1

次のいずれかに該当することが必要です。

- 口就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべて の就労を含む)
- 口妊娠、出産
- 口保護者の疾病、障害
- □同居または長期入院等している親族の介護・看護
- □災害復旧
- □求職活動(起業準備を含む)
- 口就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 口虐待や DV のおそれがあること
- 口育児休業取得中に、既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であること
- 口その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
- ※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される 場合があります。

2

保育の必要量 対対を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

- A「保育標準時間」利用→ フルタイム就労を想定した利用時間(最長 11 時間)
- B「保育短時間」利用 → パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)
- ※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1 か月当たり 64 時間です。

3「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育 の優先的な利用が必要とされる場合があります。









を希望する場合は、 該当することが必要です。

保護者の皆さんの働き方と子育ての状況にあわせて、例えば、こんな支援が利用できます。

新制度のもとで、あなたが受ける支援を探す参考にしてください。

育休が明けたら、仕事もしっかり頑張りたい!

両親ともフルタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でフルタイム)の場合

- ●認定こども園
- ●保育所
- ●幼稚園+一時預かり ※満3歳以上の場合
- ●小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- ●放課後児童クラブ ※小学生の場合
- ※保育の利用は「保育標準時間」利用が基本となります。

パート勤務だけど、預かり保育もしてほしい

両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でパートタイム)の場合

- ●認定こども園
- ●保育所
- ●幼稚園+一時預かり ※満3歳以上の場合
- ●小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- ●放課後児童クラブ ※小学生の場合
- ※保育の利用は「保育短時間」利用が基本となります。

子どももまだ小さいし、ゆっくり子育てを楽しみたい

両親のどちらかが専業主婦(夫)の世帯の場合

[施設を利用]

- ●認定こども園
- ●幼稚園
- ※満3歳以上の場合

[在宅で子育て]

- ●地域の子育て支援
 - ・地域子育て支援拠点などの子育て支援
 - 一時預かり









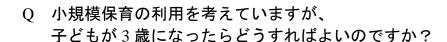


保育の利用・保育の必要性についての Q&A

- Q 幼稚園の預かり保育を利用していますが、 今後は利用できなくなってしまうのですか?
- A 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になることがありますので、園にお尋ねください。新制度では、こうした幼稚園における主に園児を対象とした一時預かりのほか、保育所や認定こども園などでの一時預かりを充実し、子育て家庭のニーズに合わせて利用しやすくしていきます.



- Q 認可外保育所に子どもを預けています。 こうした認可外保育施設は、新制度ではどうなるのですか?
- A 保育の質を確保しつつ量を拡充していくため、認可を目指す施設に対しては、認可 保育所や認定こども園への円滑な移行を支援するよう、「待機児童解消加速化プラン」 による取り組みを既に開始しています。さらに新制度では、認可基準を満たす施設が 原則として認可される仕組みが導入され、こうした取り組みにより認可施設が増加す ることが期待されます。



- A 0-2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」(認定こども園や幼稚園、保育所)を設定することとしています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。
- Q 家で育児をしています。フルタイムの共働き家庭でなければ 新制度の支援を受けられないのですか?
- A 新制度はすべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、家庭での子育ての支援として、急な用事などの際に利用できる一時預かりや、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」などがあります。



- Q 幼稚園の利用を希望する場合も、 保育の必要性の認定を受ける必要がありますか?
- A 幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の型に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」(1号認定)を受けていただくことになります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりする事はありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようにする予定です。





利用手続きや利用料についての Q&A

- Q 幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか? 従来の申込み方法から変更はありますか?
- A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に代わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受ける事や、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合に必要に応じて市による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。

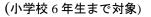




- O 新制度になると保育料は上がるのですか?
- A 現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、 市が定めることとなります。
- O 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか?
- A 新制度では、幼稚園に支払う保育料自体が、保護者の所得に応じて市が定める 負担額となる仕組みになります。これに、各園において、自費負担や上乗せ利用 料が生じる場合があります。

放課後児童クラブについての Q&A

- Q 「放課後児童クラブ」の改善が図られると聞きましたが、 どうなるのですか?
- A 放課後児童クラブは、新制度では、職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模などについて新たに基準を定めることとしています。







- Q 「放課後児童クラブ」にも待機児童がいますが、 新制度で解消されますか?
- A 就学前に保育を利用していた子どもが、就学後に引き続き児童クラブを利用できるようにすることは重要な課題です。新制度では、放課後児童クラブについても市の「事業計画」に基づき整備を進めていくこととしています。



新制度に向けた 江別市の取り組み状況(予定)

今	平成 25 年 11 月	〇江別市子とも・子育で会議の設直 〇第1回江別市子ども・子育て会議開催 ・江別市子ども・子育て支援事業計画策定のための ニーズ調査の設問内容の検討など
ま	平成 25 年 12 月	〇子育て世帯を対象に二一ズ調査を実施 ・就学前の世帯 1,500 件、小学生の世帯 1,200 件
での	平成 26 年 3 月	○第2回江別市子ども・子育て会議開催 ・ニーズ調査の結果報告など
経	平成 26 年 4 月	○第3回江別市子ども・子育て会議開催 ・教育・保育の提供区域の設定など
過	平成 26 年 5 月	○第4回江別市子ども・子育て会議開催 ・江別市の子ども・子育てを取り巻く状況など
\ \ \d	平成 26 年 6 月	○第5回江別市子ども・子育て会議開催・教育・保育の量の見込みなど○地域型保育事業などの市が条例で定める各種基準のパブリックコメント実施
Ť	平成 26 年 7月	○第6回江別市子ども・子育て会議開催 ・教育・保育の提供体制など
今後	平成 26 年 9月	○地域型保育事業などの各種基準について条例を制定
の	平成 26 年秋以降	〇翌年度の施設、事業の利用申込みなどの手続き開始 具体的な手続方法や時期は、広報えべつやホームページ
予		などで後日お知らせします。
定	平成 26 年 12 月頃	〇江別市子ども・子育て支援事業計画案(仮)の パブリックコメント実施
	平成 27 年 3 月頃	〇江別市子ども・子育て支援事業計画(仮)の策定

平成 25 年 11 月 ○ 汀別市子ども・子育て会議の設置

江別市子ども・子育て会議での検討状況は、市ホームページで随時公開しています。 http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kosodateshien/6572.html

お問い合わせ先